

中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当行は、中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うために、以下のとおり体制を整備しております。

お客さまとより強いリレーションシップを図り、財務内容の改善はもとより、経営全般の課題解決に向けた経営再建計画策定のサポート・実践を支援します。また、継続的に、策定された経営再建計画の進捗状況を確認・検証し、計画の見直しにおける助言などを通して、的確できめ細やかな対応を行ってまいります。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新等支援機関として、経営革新等支援業務を実施した内容について、事業計画の進捗状況の把握に努めるとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の知見を活用し、継続的に専門性の高い経営支援活動を行ってまいります。

事業改善または再生支援を行うための専門的な組織である審査部法人室において、営業店と連携して直接お客さまと面談させていただき、事業改善支援の取組みを強化してまいります。

審査部法人室は、中小企業再生支援協議会、(株)企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者等の外部機関との連携や多様な事業再生スキームの活用を図り、積極的な支援活動を行ってまいります。

審査部および営業店は、本店第二営業部と連携し、あわぎんグループおよびさまざまな業務提携先の機能を駆使して、お客さまの問題解決に向けた取組みをバックアップしてまいります。

審査部は、経営改善または事業再生支援に関する営業店との連携・情報共有および指導を強化してまいります。

審査部は、経営改善支援等の活動状況を取締役会等に報告するとともに、地域密着型金融推進計画にもとづき、経営改善支援等の取組み実績を公表します。

取締役会等は、審査部の活動状況を検証し、経営改善等の取組み支援に関して指示を行う体制とします。

事業改善相談に対応するための実践的な行内研修等を行い、お客さまからの相談に対応できるよう、職員の育成と目利き能力の向上に努めてまいります。

